

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年6月10日

大阪市会議長 東 貴之様

提出者

有本純子	山下昌彦	土岐恭生
大内啓治	竹下隆	岡崎太
角谷庄一	飯田哲史	片山一步
伊藤良夏	杉村幸太郎	荒木肇
山本長助	加藤仁子	柳本顕
西徳人	明石直樹	高山仁
山中智子	井上浩	

(別 紙)

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 財政総務委員会 15人

- ア 市政改革室の所管に属する事項
- イ 人事室の所管に属する事項
- ウ 政策企画室の所管に属する事項
- エ 総務局の所管に属する事項
- オ 市民局の所管に属する事項
- カ 財政局の所管に属する事項
- キ 契約管財局の所管に属する事項
- ク 会計室の所管に属する事項
- ケ 区役所の所管に属する事項
- コ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- サ 監査委員の所管に属する事項
- シ 人事委員会の所管に属する事項
- ス 他の常任委員会の所管に属しない事項

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

説 明

大阪府市大都市局の廃止に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市会委員会条例（抄）

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 省 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項のうち、財政総務委員会以外の常任委員会の所管にかかわるものにあつては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

(1) 財政総務委員会 15人

ア 大阪府市大都市局の所管に属する事項

イーセ 省 略

ア ス

(2)－(6) 省 略

3 省 略